

第 5 編

そ の 他

1 税務重点事務

平成10年度 税務重点事務項目

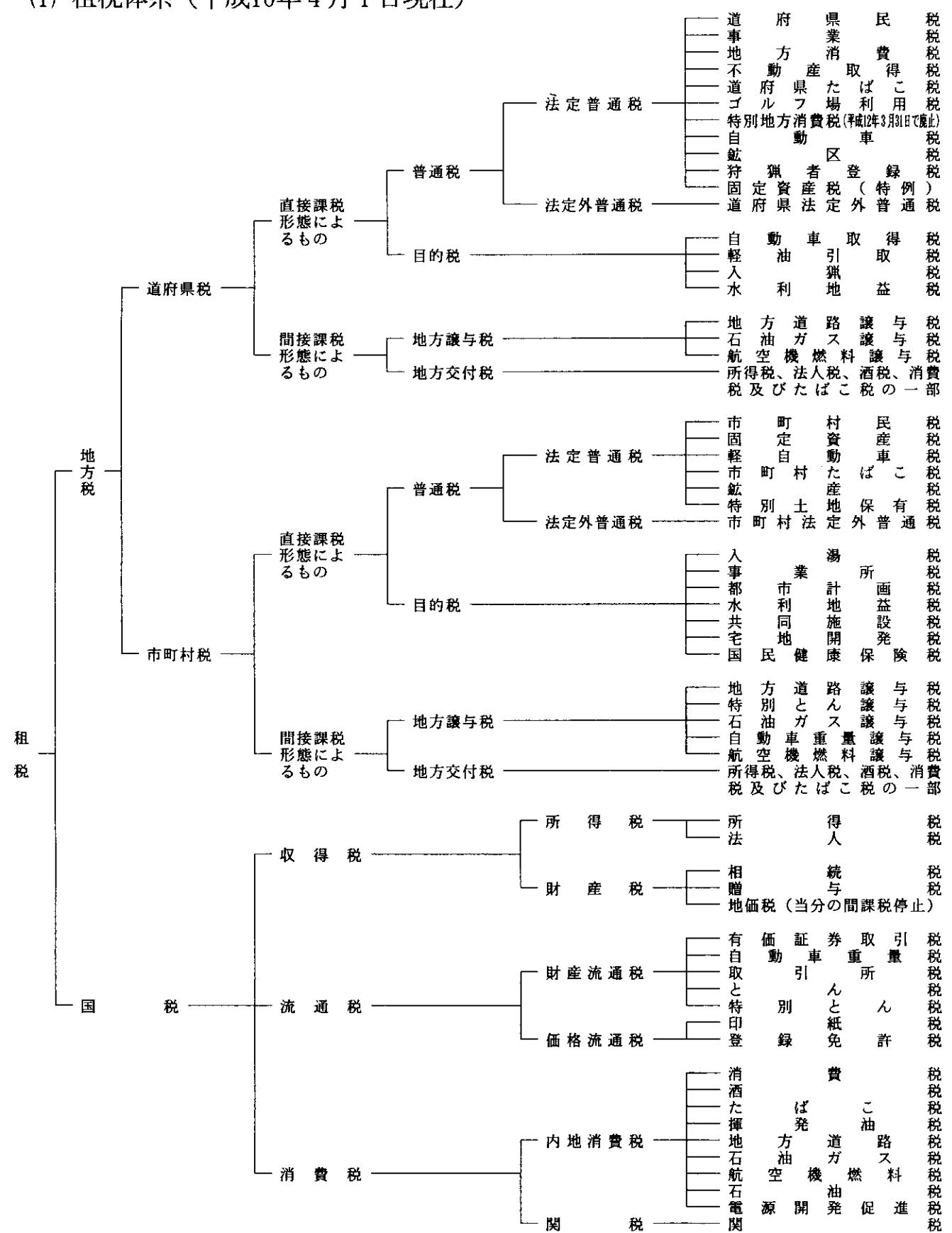
- 1 法人二税の事務所・事業所の捕そく
- 2 法人県民税の利子割額の控除・還付に係る都道府県間精算額の適正化
- 3 不動産取得税の中間登記省略分等の捕そく
- 4 軽油引取税の適正な課税標準量及び混和軽油の捕そく
- 5 個人県民税の納付率の向上等
- 6 高額滞納の整理促進
- 7 自動車税及び不動産取得税の納付率の向上
- 8 税収動向の把握

税務職員執務心得

親	切
公	平
創	意
規	律

2 税 制

(1) 租税体系 (平成10年4月1日現在)



(2) 県税の概要（その1）

税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準	稅 率	賦課期日	徵収方法	納 期	摘要
県民	1個人 (1) 県内に住所を有する個人 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの（非課税の範囲） ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下のもの（均等割の非課税） ③ 均等割のみが課税される者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下のもの	均等割 (1)及び(2)に該当する者 所得割（分離課税による所得割を除く。） (1)の者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 分離課税に係る所得割 その年の退職所得の金額 前年の土地、建物等の譲渡所得の金額	均等割の税率 所得割の税率 700万円以下の所得金額 700万円超の所得金額 備考 分離課税に係る退職所得について は、特例が設けられている。	1月1日	普通徵収 特別徵収 (市町村において 市町村民 税と併せ て賦課徵 収する。)	各市町村の 市町村民税 の納期	課税山林所得 金額の税率適用に当たって は、700万円を超える場合、 課税標準額の 5分の1の額 に、税率を乗じて得た額を 5倍して税額を を算出する。 (5分5乗方式)
税	生活保護法の級地区分が1級地の市の場合で、扶養親族を有するとき……35万円×（控除対象配偶者+扶養親族の数+1）+18万円 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫が住所を有する市町村内に住所を有するもの (所得割の非課税) 所得の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が扶養対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に30万円を加算した金額）以下である者	左に同じ 一定範囲 の一定範囲 な し な し 左に同じ “	左に同じ 一定範囲 の一定範囲 な し な し 左に同じ “	1 税額控除 区 分	所 得 税	県 民 税	市 長 村 税
		1 配当控除 2 外国税額控除 3 特定機械設備等を取得した場合の特別控除 4 住宅取得等特別控除					

(その2)

税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準	稅 率	等	徵收方法	納 期	摘 要
区	2 専従者控除及び所得控除	所 得	稅	県 民	稅		市町村民税
1 専従者控除(1) 青色	1 (1) 支払給与額(事業専従者が配偶者等が所持する資産の損失を除いた金額で事業専従者のうち事業の数にかかる低い金額(合は86万円))又はにいすれかか低いた金額(合は200万円)	1 (1) 左に同じ (2)	"				左に同じ
2 所得控除 (1) 雜捐控除	2 (1) 災害溢損による資産の損失の金額 (2) 支払医療費の一一定範囲(限度額200万円) (3) 社会保険料控除 (4) 小規模企業共済等 (5) 生命保険料控除	2 (1) 左に同じ (2) "	"				"
県	(6) 損害保険料控除	(5) ア 生命保険料の場合(限度額35,000円) イ 個人年金保険料の場合(限度額35,000円) (6) 支払損害保険料の一一定範囲(限度額15,000円) (7) 支出金額の一一定範囲	(5) ア 生命保険料の場合(限度額35,000円) イ 個人年金保険料の場合(限度額35,000円) (6) 支払損害保険料の一一定範囲(限度額10,000円) (7) 住所地の都道府県の共同募金会員日本赤十字社の支度金額と年間所傳金額の25%とのいすれか低い方の金額-10万円				"
民	(8) 障害者控除	(8) 障害者1人につき27万円(特別障害者40万円)	(9) 同26万円 (10) 同28万円 (11) 同30万円 (12) 同33万円				
	(9) 老年者控除	(9) 50万円(一定の寡婦35万円)	(10) 同26万円 (11) 同28万円 (12) 同30万円				
	(10) 婦婦(寡母)控除	(10) 27万円(老人控除対象配偶者同居者38万円、特別障害者同居者53万円、老人控除対象配偶者同居者59万円)	(11) 同26万円 (12) 同33万円				
	(11) 勤労学生控除	(11) 27万円(老人控除対象配偶者同居者73万円)	(12) 同26万円				
	(12) 配偶者控除	(12) 38万円(老人控除対象配偶者同居者83万円)	(13) 同26万円				
	(13) 配偶者特別控除	(13) 最高33万円(左に同じ)	(14) 同26万円				
	(14) 扶養控除	(14) ア 一人につき扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族58万円)又は扶養親族(エ、キ及びク)の扶養親族の直系のうち専ら扶養税者又は常勤労働者として扶養している者1人につき58万円(特別扶養親族者で同居する者1人につき73万円)又は扶養親族の配偶者として扶養している者1人につき54万円	(15) 同26万円				
		(15) カ 特別扶養親族者で同居する者1人につき62万円 キ 特別扶養親族者で同居する者1人につき59万円 ク 特別扶養親族者で同居する者1人につき66万円	(16) 同26万円				
	(15) 基礎控除	(15) 同26万円	(16) 同26万円				

(その4)

税目	納 税 義 務 者	課 税 税 標 標 準	税 率	徵 収 方 法 等	納 期	摘 要
事 業 税	(2) 特別法人以外の法人所傳のうち年400[350]万円以下の金額 金額	400[350]万円超800[700]万円以下 800[700]万円超	5.6[6] % 8.4[9] %	(2) 特別法人以外の法人 400[350]万円以下 400[350]万円超800[700]万円以下 800[700]万円超 収入金額課税	5.6[6] % 8.4[9] % 11[12] % 1.5[1.5] %	
地 方 消 費 税	譲渡割課税資産の譲渡等を行う事業者 貨物割課税貨物を保税地域から引き取る者	消費税額	25% (消費税の税率に換算すると1%)	○都道府県間で清算を行ふ場合、都道府県間に後払しを交付する場合の対象内に付する ○譲渡割課税終了以個人の3月(個者は日)割引時 業合未貨物税引時の貨物取扱申付 申告譲渡割課税申付 申告譲渡割課税申付	○譲渡割課税申付 申告譲渡割課税申付 申告譲渡割課税申付	

(その5)

税目	納 税 務 業 者	課 税 標 準	税 率	徴 収 方 法	納 期	摘 要
不動産を取得した者	取得した時ににおける不動産の価格（「固定資産評価地評価土地」によつて決定する。）に、土地及び宅地比準土地（宅地及ぼし地に限る。）に、右欄に掲げる額	平成13年6月30日までに生を取れた場合は次の表の左欄に掲げる額	4% 3%	普通徴収	納税通知書日	税率は標準税率に同じ。
○土地の取得	平成7年1月1日から平成7年12月31日まで 平成8年1月1日から平成11年12月31日まで	土地の価格の3分の2に相当する額 土地の価格の2分の1に相当する額				
売買	免税点 (1) 土地 10万円未満 ○特例等 (1) 住宅用土地 ア 土地を取得した日から2年以内に、又は土地を取得した日前1年内に、その土地の上に住宅を新築した場合に係る特例 イ 要件…土地を取得した日から2年以内に、又は土地を取得した日前1年内に、特例適用住宅（次の要件を満たすもの。以下(2)アにおいて同じ。）を新築した場合 ① 住宅の価格が1m ² 当たり176,000円以下のもの ② 取得の時期に応じ、住宅の床面積が次に該当するもの	(1) 家屋 新築等 23万円未満 (2) 家屋 新築等 12万円				
贈与						
交換						
埋立 等						
○家屋の取得	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下	～10.3.31 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上200m ² 以下 10.4.1～10.6.30 40m ² （戸建以外の賃家住宅については35m ² ）以上240m ² 以下 10.7.1～ 50m ² （戸建以外の賃家住宅については40m ² ）以上240m ² 以下
○新築 増築 改築						
改築						
売買						
贈与						
交換						
取 得						
不動産						

(その6)

税目	納 税 義 務 者	課 税	税 率	標準 単	税 率	等	徵収方法	納 期	摘要
不動産取得税	(2) 住宅 ※(毎月1日以上の居住の用に供する家屋又はその部分のうち専ら保養の用に供するもの以外を含む。) ア 特例適用住宅(新築未使用住宅の購入を含む。)した場合は、住宅の価格から1,200万円を控除する。 イ 存住宅を取得した場合は、住宅の価格からその新築時期に応じて350万円～1,200万円を控除する。								
県たばこ税	製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売業者	小売業者への売渡し等に係る製造たばこの本数 旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 1,000本につき 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき	692円 329円	申告納付 (特別別普 通徴収)	毎翌月末				
施設の利用者	施設の利用者	定額課税	ゴルフ場1人1日につき	1級 2〃 3〃 4〃	1,200円 1,000円 800円 400円		特別徴収	毎翌月15日	標準税率 800円 (ゴルフ場所在の市町村に對する額を10分の7に相当する額を交付)
ゴルフ場利用税	料理店、カフェー、バー、旅館等の他の利用行為をした者	利用行為の利用料金 ○免税点	(1)宿泊及びこれに伴う飲食等 (2)料理店、飲食店、旅館等における飲食、休憩等 1人1泊 1人1回 7,500円以下	1人1泊 1人1回	15,000円以下 7,500円以下		特別徴収 又は申告 納付	毎翌月末日	標準税率に同じ。 (旅館等の市町村に對する額を10分の2に相当する額を交付) ○平成12年3月31日で廢止
特別地方消費税				3 %					

(その7)

税目	納 税 義 務 者	課 税 等	標 準 税 率	賦課期日	徴収方法	納 期	摘要	
自動車の税率 (1) 一般のもの				4月1日	普通徴収 証紙徴収	5月16日 ～31日		
道路運送車両法の適用を受ける自動車								
自 動 車	区 分	税 率	率	区 分	税 率	率	自 家 用	
電動機を原動機とするもの	營業用	7,500円	29,500円	3トン超	4トン以下	15,000円	20,500円	
総 排 気 量	1リットル以下	7,500	29,500	4 "	5 "	18,500	25,500	
乗 用 車	1リットル超	1.5 "	8,500	34,500	5 "	6 "	22,000	30,000
" " 1.5 "	2 "	9,500	39,500	6 "	7 "	25,500	35,000	
" " 2 "	2.5 "	13,800	45,000	7 "	8 "	29,500	40,500	
" " 2.5 "	3 "	15,700	51,000	8 "	9 "	34,200	46,800	
" " 3 "	3.5 "	17,900	58,000	9 "	10 "	38,900	53,100	
" " 3.5 "	4 "	20,500	66,500	10 "	11 "	43,600	59,400	
車	4 "	23,600	76,500	11 "	12 "	48,300	65,700	
" " 4.5 "	6 "	27,200	88,000	12 "	13 "	53,000	72,000	
" " 6 "	7,500	10,200	13 "	14 "	57,700	78,300		
けん引車	4輪以上的小型自動車	15,100	20,600	14 "	15 "	62,400	84,600	
普通自動車	被 け ん けん	3,900	5,300	15 "	16 "	67,100	90,900	
小型自動車	最大積載量	8トン以下	7,500	10,200	16 "	17 "	71,800	97,200
8トン超	9 "	11,300	15,300	17 "	18 "	76,500	103,500	
普通自動車	10 "	15,100	20,400	18 "	19 "	81,200	109,800	
11 "	11 "	18,900	25,500	19 "	20 "	85,900	116,100	
12 "	12 "	22,700	30,600	20 "	21 "	90,600	122,400	
車	電動機を原動機とするもの	26,500	35,700	22 "	23 "	10,200	13,200	
ト ラ ッ ツ ク	最大乗員4人以上で乗用車に準ずるもの(ライトバン等)	30,300	40,800	24 "	25 "	10,200	13,200	
引 車	その他	34,100	45,900	26 "	27 "	11,200	14,300	
そ の 他	総排気量	37,900	51,000	28 "	29 "	12,800	16,000	
税	1リットル以下	41,700	56,100	30 "	31 "			
ク	1リットル超	45,500	61,200	32 "	33 "			
そ の 他	1トン以下	49,300	66,300	34 "	35 "			
	2 "	53,100	71,400	36 "	37 "			
	20 "	56,900	76,500	38 "	39 "			
	22 "	6,500	8,000	40 "	41 "			
	2 "	9,000	11,500	42 "	43 "			
	2 "	12,000	16,000	44 "	45 "			

(その8)

税目	納 税 義 務 者	課 税	標 税	標準	税率	税率等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
区 分										
		營業用	自家用		營業用	自家用				税率
一般乗用バ	乗車定員	30人以下	12,000円	一円	14,500	—	9,000円	11,500円	乗用車の税率	
	30人超	40 "	—	—	17,500	—	18,500	25,500	乗用車の税率	
	40 "	50 "	—	—	20,000	—	10,200~	13,200~	乗用車の税率	
	50 "	60 "	—	—	22,500	—	12,800	16,000	乗用車の税率	
	60 "	70 "	—	—	25,500	—	3,900	5,300	乗用車の税率	
	70 "	80 "	—	—	29,000	—	4,500	6,000	乗用車の税率	
その他ス	乗車定員	30人以下	26,500	33,000	—	—	14,500	14,500	乗用車の税率	
	30人超	40 "	32,000	41,000	—	—	—	—	—	
	40 "	50 "	38,000	49,000	—	—	—	—	—	
	50 "	60 "	44,000	57,000	—	—	—	—	—	
自動	乗車定員	70 "	50,500	65,500	—	—	—	—	—	
	60 "	70 "	57,000	74,000	—	—	—	—	—	
	80 "	—	64,000	83,000	—	—	—	—	—	
特種用	三輪の小型自動車	けん引車	3,900	5,300	—	—	—	—	—	
	普通	そ の 他	4,500	6,000	—	—	—	—	—	
	普通	き ゆ う 車	6,500	8,000	—	—	—	—	—	
タクシ	小型自動車	最大積載量に応じ	トラックの税率	—	—	—	—	—	—	
冷蔵コンクリート・ミキサー車	普通の小型自動車	普通の車	3,900	5,300	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
液体バラセメント運搬車	普通の小型自動車	普通の車	4,500	6,000	ト ラ ッ ク	4、40から49及び400から499までのもの	6,500	6,500	乗用車の税率	
工起架排	作機器修理車	普通の小型自動車	9,000	11,500	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
キヤンビング車	普通の小型自動車	普通の車	3,900	5,300	ト ラ ッ ク	4、40から49及び400から499までのもの	6,500	6,500	乗用車の税率	
車	普通の小型自動車	普通の車	4,500	6,000	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
税	被けん引車	普通の車	3,900	5,300	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
	普通自動車	普通の車	7,500	10,200	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
	小型自動車	普通の車	9,000	11,500	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	
	普通自動車	普通の車	18,500	25,500	ト ラ ッ ク	1、10から19及び100から199までのもの	28,000	28,000	乗用車の税率	

備考
ターボを乗じてエンジンを原動機とする自動車に付する。また、その車の総排気量に口子数を乗じて得た容積とそれを乗じて算出した車の車室容積に口子数を乗じて得た容積とを當該自動車の総排気量とする。

(2) アメリカ合衆国軍隊の機成員等の所有する自動車

区 分	登録番号標の車種別番号が 3、30から39及び300から399までのもの	税率
乗用車	普通	19,000円
乗用車	小型	6,500
ト ラ ッ ク	普通	19,000円
ト ラ ッ ク	小型	6,500

特種用途車(登録番号標の車種別番号が8、80から89及び800から899までのもの)については、それぞれの構造又は用途の区分に応じて上記のいずれかの税率を適用する。

(3) 医療用自動車に対する税率の特例
ア 乗用車のうち総排気量が2リットルを超えるもの
イ 一般の税率の6分の5
イ アに掲げるものの以外
一般の税率の6分の4

(その9)

税目	納 税 義 務 者	課 税 単 税	標 税 単 税	率	賦課期日	徴収方法	納 期	摘 要
鉱 区 税	鉱区の面積又は面積率 税 (1) 砂鉱を目的としない鉱区 試掘鉱区 面積 100アールごとに 年 200円 延長1,000メートルごとに 年 400円	(2) 砂鉱を目的とする鉱区 河床に存する鉱区 延長1,000メートルごとに 年 600円	その他鉱区 面積100アールごとに 年 200円		4月1日	普通徴収	5月1日～31日	
狩獵者登録税	狩獵者の登録率 平 甲種又は乙種の狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付する必要のある者並びにその者を除く。 (農業等に從事している者を除く。) (2) 申種又は乙種の狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、(1)に掲げる者以外のもの (3) 丙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者				登録を受けける日	登録を受けける日	11月15日～ 2月15日	狩獵期間 登録有効期間 10月15日～ 4月15日
狩獵者登録税	狩獵者の登録 率 甲種又は乙種の狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者と生計を一にする者と並びにその者を除く。 (2) 申種又は乙種の狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、(1)に掲げる者以外のもの (3) 丙種狩獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者	大規模償却資産の価格のうち市町村の課税限度額 を超える価格		1.4%	1月1日	普通徴収	第1期 4月 16日～30日 第2期 7月 16日～31日 第3期 12月 16日～31日 第4期 2月 16日～未日	○税率は、標準税率に同じ。 ○類似のもの有資産府等在籍県ある。
固定資産税	償却資産の価格が市町村の固定 資産税の課税限度を超える者				自動車の登録 申告付	自動車又は軽自動車の登録日	○道路に関する充て内に充 てる目的市町 しの村に交付 (横浜市及び川崎市には、100分の28.5に一定の単額を計算)	
自動車取得税	自動車の取得額 免税点 50万円以下 (平成15年3月31日まで)	(1) 自家用 (平成15年3月31日まで) (2) 営業用及び軽自動車	5% 3%					
備考 1 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車の取得 (平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間の取扱い)について、バス、トラックは上記の税率から100分の2.4を控除した税率とする。 2 ハイブリット自動車の取得 (平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間の取扱い)については、バス、トラックについては100分の2.4、それ以外の自動車については100分の2を控除する。 3 次に掲げる自動車の税率は、上記の税率からそれまでの税額を控除する。これら自動車の税率から昭和54年以降の税率を控除する。一定の税率規制に適用するが最も高いものを適用され、それが他の車両に適用しない場合は、自動車の特法による自動車税の適用地法の適用とされる。 ○自動車に廃車する自動車でN.O.X法の適用とされる場合に適用するが最も低いものを適用する前に適用する。自動車規制の範囲外に適用する場合は、平成11年4月1日～平成13年3月31日 100分の1.5 ○平成9年自動車排出ガス規制に適用する一定の自動車 ○平成8年4月1日～平成9年9月30日 100分の1 ○平成10年10月1日～平成10年12月31日 100分の1 ○平成9年4月1日～平成10年9月30日 100分の1 ○平成10年10月1日～平成11年2月28日 100分の1 ○平成11年自動車排出ガス規制に適用する一定の自動車 ○平成10年4月1日～平成11年9月30日 100分の1 ○平成11年10月1日～平成12年2月29日 100分の0.1								

(その10)

税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準	税 率	賦課期日	徴収方法	納 期	摘要
軽油引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入者等	1 特約業者又は元売業者からの引取（現実の納入を以て軽油引取税を受けるものに限る。） 2 販売引取税額として自動車用燃料とし軽油又は自燃油の数値が課される。） 3 又は自燃油の数値として販売した混和軽油以外の数値が課される。） 4 特約業者、元売業者等の自家消費軽油等の数量	1 キロリットルにつき15円 (平成15年3月31日まで) 32,100円	特別徴収又は申付	毎翌月末日	○道路整備に充てる目的市町に對する賦課額を10分の1に一定たる額を支拂し、一乗交付	○道路整備に充てる目的市町に對する賦課額を10分の1に一定たる額を支拂し、一乗交付
入 獄 税	特約業者の登録を受ける者	特約業者の登録 事 税 (1) 甲種又は乙種特約業者登録を受ける者 (2) 丙種特約業者登録を受ける者	1件	証紙徴収者と (特許税登録せ行 う。)	登録を受ける日	登録を受ける日	鳥獣の保護及 び狩猟行政による充てる目的税
			6,500円 2,200円				

(3) 県税の附帯金の概要

区分	適用税目	計 算 方 法 等	端 数 処 理
延滞税	年14.6% 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%（差押さえ又は担保の提供がされない場合は、その2分の1に相当する金額を免険できる。） 法附則第3条の2の2の基準期限の延長期間で定められた期間の日における公定歩合-5.5% 年 7.3% + $\left[\frac{5.5\%}{(本來の納期限 - 5.5\%)} \right] \times 0.73\%$ 0.25	確定金額について、100円未満の端数があるときは全額が1,000円未満であるときは切り捨てる。	
過少申告税	県民法人事業税 県たばこ税 県利得税 特別地方消費動自取税 軽油引取税	期限内に申告をした後に修正申告又は更正によって増加した税額の10%を超過する部分の税額に對しては、更に5%の割合を乗算した金額を徴収しない。 次に各号に該当するごとににより納付すべきこととなつた税額の15% (1)期限後申告決定期限後申告にによる修正申告の修正申告・更正 (2)不申告後申告の修正申告 (3)期限後申告決定期限後申告決定期限後申告にによる修正申告の修正申告 (4)不申告申告の修正申告 (5)過少申告加算金の35% (6)過少申告加算金の40% (7)不申告増加算金の40% (8)不申告増加算金の5% 1 過少申告加算金の計算が誤り又は仮設したものである場合に申告をした場合は徴収しない。 2 不申告増加算金の計算が誤り又は仮設したものである場合に申告をした場合は徴収しない。 3 不申告増加算金の計算が誤り又は仮設されたものである場合に申告をした場合は徴収しない。	
不 加 申 算 金			
重 加 算 金			

備考 特別の理由があるときは減免することができる。

(4) 地方譲与税の概要

譲与税制度は、実質的には地方団体の財源とされているものにについて、課税上の便宜その他の事情から徴収事務を国が代行しているにすぎないものである。したがって、譲与に当たつては、全地方団体に一律的な客観的基準によって配分することを建前としている。

(その1)

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	用途	譲与対象団体
地方道路譲与税	都道府県及び指定市 地方道路税法に相当する地方税額に相当する額の収入額の2分の1に相当する額	都道府県道等延長 $\left\{ \begin{array}{l} \left(\text{地方道路} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \left(\text{地方道路} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}} \end{array} \right\} = \text{譲与額} $ ただし、前年度が地方交付税不交付の団体については、上記譲与額から財源超過額の10分の2相当額を除ると、当該3分の2の額を組み合つて、当該3分の2の額とする。	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収納に係る額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収納に係る額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収納に係る額	道路用に充てる。 道路用に充てる。 道路用に充てる。	都道府県及び指定市並びに市町村（特別区を含む。）
石油ガス税	石油ガス税法による石油税額の2分の1に相当する額	市町村 $\left\{ \begin{array}{l} \left(\text{譲与額} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）延長}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）延長}} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \left(\text{譲与額} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）面積}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）面積}} \end{array} \right\} = \text{譲与額} $	6月 11月 3月	同上 当該年度の初日の属する年の3月から5月までの2分の1に相当する石油ガス税の収入額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの2分の1に相当する石油ガス税の収入額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの2分の1に相当する石油ガス税の収入額	同上 道路用に充てる。 道路用に充てる。	都道府県及び指定市
自動車重量税	各市町村の区域内に存する市町村道（特別区道を含む。）の延長及び面積であん分して譲与することとし、そのうち、2分の1の額は道路の延長で、他の2分の1の額は道路の面積であん分する。 自動車重量税法による自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の2月から4月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の4分の1に相当する自動車重量税の収入額の4分の1に相当する自動車重量税の収入額の4分の1に相当する自動車重量税の収入額の4分の1に相当する自動車重量税の収入額	道路用に充てる。 道路用に充てる。 道路用に充てる。	市町村（特別区を含む。）	

(その2)

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与するべき額	譲与の時期	譲与するべき額	使途	譲与対象団体
特別とん税 譲与	特別とん税法第2条〈定義〉による開港(特別とん税に係る港湾施設所在市町村に対する特別とん税の収入額)	開港(特別とん税に係る港湾への入港に係る特別とん税の収納額に相当する額)	前年度の3月から8月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に相当する額	9月 3月	9月から翌年2月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に相当する額	使途について制限はない。	開港に係る港湾施設を有する市町村で自治大臣の指定するもの(川崎市、横浜市、横須賀市)
航空機燃料税 譲与	航空機燃料税法による航空機燃料の収入額の2分の1に相当する額	都道府県に對し譲与税額の5分の1に相当する額の3分の1の額を着陸料の収入額の3分の2によつてあん分する。	空港関係都道府県に對し譲与税額の5分の1に相当する額の3分の2によつてあん分する。	9月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から8月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額の9月から翌年2月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額の2月までに相当する航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額	航空機の臨時停泊場所の生地止、その空港及周辺の整備が他の空港に対する政策に關する費用に充てて	空港に所在する市町村及び市町村を包括する都道府県

(5) 地方交付税の概要

地方自治の建前からすれば、地方団体は、当該地方団体の租税収入によって財政需要が充足されることが最も望ましい。しかし、すべての地方団体が、それぞれの租税収入をもって財政需要を完全に賄い得るではなく、いわゆる税額的不均衡は不可避である。したがって、どの地方団体においても、行政経費を賄うのに必要な財源が確保されなければならない。

地方交付税は、財源調整制度であり、しかも戦後はむしろ財源確保の面に重点を置いた制度となつてゐる。このため地方交付税は、各地方団体の標準的な財政需要額と標準的な財政收入額を算定し、その差額を財源不足額として国から補てんするため交付されるものである。

ア　地方交付税の種類
 イ　毎年度の所得税、法人税、酒税それぞれの収入額の32%、消費税の収入額の29.5%及びこ税の25%の合計額
 ベ　地方交付税の種類
 イ(1) 特別交付税
 (1) 特別交付税
 ヴ　算定の方法
 (7) 普通交付税　基準財政需要額を超える額

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×

$$\frac{\text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体の基準財政需要額の合計額}}{\text{基準財政需要額}-\text{普通交付税の総額}}$$

- (1) 特別交付税
 a 基準財政需要額による特別の財政需要があること。
 b 基準財政収入額による過大に算定された財政収入があること。
 c 交付税額算定期日後に生じた災害等のため基準財政需要額があること。
 d 交付税額及び需要額算定期の画一性のため生ずる矛盾による矛盾による過少であると認められる地方団体に対してのみ交付する。
 エ 普通交付税の交付額は、毎年8月31日までに決定し、4月、6月、9月及び11月に交付する。
 オ 基準財政需要額がその目的を達成するために合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合に要する経費のうち、補助金、負担金、使用料、手数料等の特定収入を財源とする部分を除いたものの所要額をいう。
 いその算定は、地方行政を土木費、教育費等の数種類の行政項目に分け、それぞれの行政に要する経費を測定するためには、測定単位当たり費用を乗じて算定する。

(6) 県税の税率の変遷（5年間）

年度 税目		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
県民税	個人 法人 利子 子割	均等割 所得割 均等割 法人税割 子割	700円 2% 4% 800,000円～ 20,000円 ※6% 5%	700円 2% 4% 800,000円～ 20,000円 ※6% 5%	1,000円 2% 4% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%	1,000円 2% 3% 800,000円～ 20,000円 ※5.8% 5%
事業税	個人 事業人 法人 人	第1種 第2種 第3種(次のものを除く。) 第3種事業のうち、助産婦業、あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業 事業主控除 所得のうち350[400]万円以下の金額 所得のうち350[400]万円超700[800]万円以下の金額 所得のうち700[800]万円超の金額及び清算所得 年所得350[400]万円以下 年所得350[400]万円超及び清算所得 特別法人	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3% ※9.45% ※12.6% ※6.3% ※8.4%	5% 4% 5% 3% 2,700,000円 ※6.3[5.88]% ※9.45[8.82]% ※12.6[11.55]% ※6.3[5.88]% ※8.4[7.875]%
	地方消費税	—	—	—	消費税額の25% (平成9年4月1日実施)	消費税額の25%
	不動産取得税	4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%
	県たばこ税	1,000本につき1,129円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円)	1,000本につき1,129円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円)	1,000本につき1,129円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円)	1,000本につき692円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円)	1,000本につき692円(旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円)
	ゴルフ場利用税	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円
特別地方消費税	料飲食店 免 旅館 免 税 点 飲食、宿泊 免 税 点	3% 7,500円以下 3% 15,000円以下	3% 7,500円以下 3% 15,000円以下	3% 7,500円以下 3% 15,000円以下	3% 7,500円以下 3% 15,000円以下	3% 7,500円以下 3% 15,000円以下

備考1 ※印については、不均一課税が適用される。

2 []書きの適用対象所得及び税率は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度分及び同日以降の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用され、[]書き以外の税率は平成10年3月31日前に開始した事業年度分に適用される。

3 不動産取得税の3%は、平成13年6月30日までの住宅の取得について適用される。

年 度		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
税 目		円	円	円	円	円
自用自動車	1 ℥以下	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500
	1 ℥超1.5 ℥以下	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500
	1.5 ℥超2 ℥以下	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500
	2 ℥超2.5 ℥以下	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000
	2.5 ℥超3 ℥以下	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000
	3 ℥超3.5 ℥以下	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000
	3.5 ℥超4 ℥以下	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500
	4 ℥超4.5 ℥以下	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500
	4.5 ℥超6 ℥以下	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000
	6 ℥超	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000
車税	トラック	6,500~90,600 8,000~122,400	6,500~90,600 8,000~122,400	6,500~90,600 8,000~122,400	6,500~90,600 8,000~122,400	6,500~90,600 8,000~122,400
	{ 営 業 用 （けん引車及自家用 び被けん引 車以外のも の）					
	バス	12,000~29,000 26,500~64,000 33,000~83,000	12,000~29,000 26,500~64,000 33,000~83,000	12,000~29,000 26,500~64,000 33,000~83,000	12,000~29,000 26,500~64,000 33,000~83,000	12,000~29,000 26,500~64,000 33,000~83,000
	{ 一 般 乗 合 用 そ の 他 営 業 用 自 家 用					
	三輪の小型自動車	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000
鉱区税	砂鉱を目的としない鉱区					
	石油又は可燃性試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	天然ガスを目的としない鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	探掘鉱区	上記税率の 3分の2	上記税率の 3分の2	上記税率の 3分の2	上記税率の 3分の2	上記税率の 3分の2
	石油又は可燃性試掘鉱区	"	"	"	"	"
狩猟者登録税	天然ガスを目的とする鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	探掘鉱区					
	砂鉱を目的とする鉱区（河床で ないもの）					
	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	2 1の免許登録を受ける者で 県民税の所得割額を納付する ことを要しないもの	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
固定資産税	3 丙種狩猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
	固 定 資 产 税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
	自 動 車 取 得 税	3% 5%	3% 5%	3% 5%	3% 5%	3% 5%
	軽 油 引 取 税	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
	入 猛 税	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	2 丙種狩猟者に係る狩猟者の 登録を受ける者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円

備考1 自動車取得税の5%は、平成15年3月31日までの自家用自動車の取得について適用される。

2 軽油引取税の32,100円は、平成15年3月31日までの軽油の引取り等について適用される。

(7) 租税の納期一覧表（平成10年度）

ア 期限の定めのあるもの

月別	国 税	県 税	市 町 村 税
4月		固定資産税（第1期）	固定資産税（第1期）、都市計画税（第1期） 軽自動車税
5月		自動車税、鉱区税	-
7月		個人県民税（第1期）、 固定資産税（第2期）	市町村民税（個人）（第1期） 固定資産税（第2期）、都市計画税（第2期）
8月	所得税（予定納税） (第1期)	個人事業税（第1期）、 個人県民税（第2期）	市町村民税（個人）（第2期）
10月	地価税	個人県民税（第3期）	市町村民税（個人）（第3期）
11月	所得税（予定納税） (第2期)	個人事業税（第2期）	
12月		固定資産税（第3期）	固定資産税（第3期）、都市計画税（第3期）
1月		個人県民税（第4期）	市町村民税（個人）（第4期）
2月		固定資産税（第4期）	固定資産税（第4期）、都市計画税（第4期）
3月	所得税（確定申告）、 贈与税、消費税（個人事業者）、地価税		

備考 1 平成10年度の所得税は、特別減税の実施により、第1期（8月分）の予定納税額から特別減税の額を控除（8月で控除しきれない分は次の納税以降で控除）する。
2 地価税は、当分の間課税が停止されている。

イ その他のもの

國 稅	縣 稅	市 町 村 税	納 期
法 人 税 消 費 税	法 人 県 民 税 法 人 事 業 税	法 人 市 町 村 民 税 事 業 所 税	原則として事業年度終了後2月以内
相 続 税			相続の事実を知った日の翌日から10月以内
有価証券取引税 酒 税 た ば こ 税 揮 発 油 税 地 方 道 路 税 取 引 所 税 航 空 機 燃 料 税	特別地方消費税 軽油引取税 県たばこ税	市町村たばこ税	翌月の末日
	県 民 税 利 子 割		翌月の10日
	ゴルフ場利用税		翌月の15日
	自動車取得税		陸運支局に登録又は届出の時に申告納付
自動車重量税			陸運支局に検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに印紙納付
	鉱 產 税 入 湯 税 水 利 地 益 税 共 同 施 設 税 宅 地 開 發 税 國 民 健 康 保 険 税		(本県には税目をおこしている市町村なし) 市町村の条例に定める日 (本県には税目をおこしている市町村なし) " " " 市町村の条例に定める日